

「内心の自由」を侵す「日の丸」「君が代」の強制をしないことを求める意見書

日本国憲法第19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定している。これは、「内心の自由」は決して侵してはならない権利であることをうたったものである。しかし、今、東京の教育現場では、この規定に反する重大な事態が進行している。それは、東京都教育委員会が、卒業式・入学式等での「日の丸」の掲揚と「君が代」の斉唱に関する通達や通知を出し、生徒や教員の「内心の自由」を侵す事実上の強制が行われていることである。

平成15年10月23日、都教委は「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」を通達した。この通達には、別紙として「実施指針」が添付され、国旗は舞台正面に掲げることや生徒は国旗と正対することなどを初め、式次第の中に国歌斉唱を入れることなど、事細かな指示が示されている。この通達により、それまで生徒たちの巣立ちにふさわしいものとなるように創意、工夫され、生徒を主役に営まれてきた入学式、卒業式の様相が一変した。そしてさらに、校長から教師に対し職務命令を出させて、教師を懲戒処分でおどしながら「日の丸・君が代」を強制してきたのである。起立斉唱やピアノ伴奏に従わない教職員は、職務命令違反とされ、戒告や減給、さらには停職という重い処分まで含め、今年度の入学式までに、延べ345人もの懲戒処分が行われた。

これらの都教委による「日の丸・君が代」強制や教職員の処分は、憲法第19条にも、行政の教育への不当な支配を禁じた教育基本法第10条にも、そして国旗・国歌法の立法趣旨にも反した、違憲・違法なものと言わなくてはならない。国旗・国歌法案の国会審議では、当時の内閣官房長官は、学校現場での内心の自由についての質疑の中で、起立する自由もしない自由もあるし、斉唱する自由もあれば斉唱しない自由もある、と明確に答弁しているのである。

都教委のとっている態度の不当性はもはや明々白々である。

よって、本市議会は、東京都教育委員会に対し、卒業式等での「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱に関する一連の通達や通知を撤回し、一切の強制をやめることを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年 9 月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司